

養護老人ホーム 自主点検表

法 人 名	
法人代表者職・氏名	
施 設 名	
所 在 地	
電話番号・FAX番号	
施設長氏名	
認可（届出）年月日	
特定施設届出年月日	
定 員	
記入者職・氏名	
記入年月日	

- 1 基本方針等
- 2 人員基準
- 3 設備基準
- 4 運営基準（基本的事項）
- 5 運営基準（具体的事項）
- 6 防災・防犯（不審者）対策
- 7 届出等

◎ 添付資料

一般監査を受ける際は、自主点検表の添付資料として作成し、提出してください。

- （１）職員等の状況（別紙１）
- （２）入（退）所者の状況（別紙２）
- （３）委員会等状況（別紙３）
- （４）施設平面図（任意様式）

自主点検表について

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて養護老人ホーム(サテライト型養護老人ホームを除く(以下同じ))自身が、施設の管理・運営が適正であるか、また、福祉サービスは適切であるか点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供に役立てていただくことを目的としています。

2 点検等の方法

各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

※黄色で着色してある箇所を記入します。

- (1) 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

できている	・・・	A
一部できている	・・・	B
できていない	・・・	C
該当しない	・・・	=

- (2) 各項目の□については、当施設が該当する場合に、塗りつぶします。

該当する	・・・	■
該当しない	・・・	□

3 摘要欄の表記

「法」社会福祉法(昭和26年法律第45号)

「条」前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年前橋市条例第39号)

「通」養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月30日老
発第307号)

1 基本方針等

項目	評価事項	評価	摘要
1 基本方針	(1) 入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとしていますか。	()	「条」第3条
	(2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めていますか。	()	
	(3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	()	
	(4) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	()	
2 構造設備の一般原則	(1) 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっていますか。	()	「条」第4条
3 設備の専用	(1) 設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものとなっていますか。 ※ 入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。	()	「条」第5条

2 人員基準

項目	評価事項	評価	摘要				
1 職員の資格要件 (1) 職員の専従	<p>① 職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者を充てていますか。</p> <p>※ ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合を除く。 (参考) 「条」第7条は、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該養護老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないこと。 なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師(以下、「直接処遇職員」という。)については適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。</p>	()	「条」第7条 「通」第1-5				
	<p>② 他の事業所の職務を同時並行的に行っていませんか。</p> <p>※ 直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師については、他の事業所の職務を同時並行的に行うことは認められない。 ※ 当該養護老人ホーム及び他の事業所の職務に従事する時間帯を明確に区分した上でそれぞれの職務に従事することは差し支えないが、その場合、当該養護老人ホームにおいては、非常勤の扱いとなるため、留意すること。</p>	()					
(2) 施設長	<p>① 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者ですか。</p> <p>※ 管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>兼務の有無</td> <td>兼務先</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td></td> </tr> </table>	兼務の有無	兼務先	有・無		()	「条」第6条及び第13条 「通」第1-4及び第3-1 ・社会福祉施設の長の資格要件について(昭和53年2月20日社庶第13号)
	兼務の有無	兼務先					
有・無							
<p>② 施設長資格を有していますか。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>社会福祉事業に2年以上従事した者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>これらと同等以上の能力を有すると認められる者(厚生労働大臣指定の講習会を履修した者)</td> </tr> </table> <p>(参考)社会福祉法第19条第1項</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>(3) 社会福祉士</p> <p>(4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p>	<input type="checkbox"/>	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当	<input type="checkbox"/>	社会福祉事業に2年以上従事した者	<input type="checkbox"/>	これらと同等以上の能力を有すると認められる者(厚生労働大臣指定の講習会を履修した者)	()
<input type="checkbox"/>	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当						
<input type="checkbox"/>	社会福祉事業に2年以上従事した者						
<input type="checkbox"/>	これらと同等以上の能力を有すると認められる者(厚生労働大臣指定の講習会を履修した者)						

項目	評価事項	評価	摘要									
(3) 医師	① 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していますか。	()	「条」第13条 「通」第3-1									
(4) 生活相談員	① 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。	()	「条」第6条及び第13条 「通」第1-4及び第3-1 ・社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第13号）									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">生活相談員氏名</th> <th style="width: 33%;">資格名</th> <th style="width: 33%;">資格証番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	生活相談員氏名		資格名	資格証番号等							
	生活相談員氏名	資格名		資格証番号等								
※ 常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう（以下同じ）。												
② 視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置していますか。	()											
※ 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、①②に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。												
③ 生活相談員の資格を有していますか。	()											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>これらと同等以上の能力を有すると認められる者（厚生労働大臣指定の講習会を履修した者）</td> </tr> </tbody> </table>	<input type="checkbox"/>	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当	<input type="checkbox"/>	これらと同等以上の能力を有すると認められる者（厚生労働大臣指定の講習会を履修した者）								
<input type="checkbox"/>	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当											
<input type="checkbox"/>	これらと同等以上の能力を有すると認められる者（厚生労働大臣指定の講習会を履修した者）											
④ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員としていますか。	()											
⑤ ④に記載する主任生活相談員のうち1人以上は、常勤・専従としていますか。	()											
※ 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う場合は、入所者に提供するサービスに支障がないときは、主任生活相談員は当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。												

項目	評価事項	評価	摘要																								
(5) 支援員	① 常勤換算方法で、一般入所者の数が15又はその端数を増すごとに1以上置いていますか。	()	「条」第13条 「通」第3-1																								
	② 視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホームに置くべき支援員の数については、常勤換算方法で、下表の数以上としていますか。 <table border="1" data-bbox="408 456 1107 938"> <thead> <tr> <th>一般入所者の数</th> <th>必要数 (常勤換算方法)</th> <th>配置員数 (常勤換算方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20以下</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>21以上～30以下</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>31以上～40以下</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>41以上～50以下</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>51以上～60以下</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>61以上～70以下</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>71以上～80以下</td><td>11</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 一般入所者とは、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていない入所者(以下同じ)。 ※ 一般入所者とは、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていない入所者(以下同じ)。	一般入所者の数		必要数 (常勤換算方法)	配置員数 (常勤換算方法)	20以下	4		21以上～30以下	5		31以上～40以下	6		41以上～50以下	7		51以上～60以下	8		61以上～70以下	10		71以上～80以下	11		()
	一般入所者の数	必要数 (常勤換算方法)		配置員数 (常勤換算方法)																							
	20以下	4																									
	21以上～30以下	5																									
31以上～40以下	6																										
41以上～50以下	7																										
51以上～60以下	8																										
61以上～70以下	10																										
71以上～80以下	11																										
③ 支援員のうち1人を主任支援員としていますか。	()																										
④ 主任支援員は常勤の者を配置していますか。	()																										
(6) 看護職員 (看護師又は准看護師)	① 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上置いていますか。	()	「条」第13条 「通」第3-1																								
	② 視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム(以下「盲養護老人ホーム等」という)に置くべき看護職員の数については、以下のとおりとしていますか。 <table border="1" data-bbox="408 1469 1107 1709"> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>入所者の数が100を超える盲養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。</td> </tr> </tbody> </table>	<input type="checkbox"/>		入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。	<input type="checkbox"/>	入所者の数が100を超える盲養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。	()																				
	<input type="checkbox"/>	入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。																									
<input type="checkbox"/>	入所者の数が100を超える盲養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。																										
③ 看護職員のうち1人以上は、常勤の者を配置していますか。 ※ 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにあつては、①の看護職員について常勤換算方法で、1以上とする。	()																										

項目	評価事項	評価	摘要						
(7) 栄養士 (栄養士又は管理栄養士)	① 1人以上配置していますか。 ※ 特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る)にあつては置かないことができる。	()							
(8) 調理員、事務員その他の職員	① 当該施設の実情に応じた適当数を配置していますか。 ※ 調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。	()							
(9) 宿直勤務等	① 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせていますか。 ※ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)」及び「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて(昭和49年8月20日社施第160号)」に準じて適切に行うこと。	()							
(10) その他	① 人員配置の要件における入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値としていますか。 <table border="1" data-bbox="408 1057 1107 1178" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">前年度の入所者数(平均値)</td> <td style="width: 50px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">前年度の一般入所者数(平均値)</td> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">人</td> </tr> </table>	前年度の入所者数(平均値)		人	前年度の一般入所者数(平均値)		人	()	
前年度の入所者数(平均値)		人							
前年度の一般入所者数(平均値)		人							

項目	評価事項	評価	摘要
2 勤務体制の確保等	(1) 入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めていますか。	()	「条」第24条 「通」第5-10
	(2) 入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定め、以下の事項を勤務表上明確にしていますか。	()	
	<input type="checkbox"/> 職員の日々の勤務時間		
	<input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別		
	<input type="checkbox"/> 生活相談員及び支援員等の配置		
	<input type="checkbox"/> 施設長との兼務関係		
(3) 勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮していますか。	()		
(4) 職員の資質向上のため、積極的に研修の機会を確保していますか。	()		
<input type="checkbox"/> 職員が研修に参加できる体制を整えている			
<input type="checkbox"/> 参加者に偏りが無い			
<input type="checkbox"/> 不参加の職員にも研修内容を周知している			
<input type="checkbox"/> 研修の実施記録を作成している			
(5) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	()		
(6) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	()		
<input type="checkbox"/> ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発している			
<input type="checkbox"/> 相談(苦情を含む。)に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知・啓発している			
※ カスタマーハラスメントの防止のために、雇用管理上の配慮を行うことが望ましい。			

3 設備基準

項目	評価事項	評価	摘要																
1 規模	(1) 20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有していますか。	()	「条」第11条 「通」第2-1																
2 構造	(1) 建物は、耐火建築物又は準耐火建築物ですか。(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)	()	「条」第12条 「通」第2-2																
	(2) 耐火建築物又は準耐火建築物でない木造かつ平屋建ての建物については、市長が火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、以下のいずれかの要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められていますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能である。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>		スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。	<input type="checkbox"/>	非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。	<input type="checkbox"/>	避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能である。	()										
<input type="checkbox"/>	スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。																		
<input type="checkbox"/>	非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。																		
<input type="checkbox"/>	避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能である。																		
3 居室	(1) 一居室の定員は、1人としていますか。 ※ 入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。 ※ 平成18年4月1日に現に存する施設(建築中のものも含む。)については、居室の入所人員の規定は適用しない。 ※ 平成18年4月1日に現に存する施設(建築中のものも含む。)については、居室面積の規定は適用しない。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>居室の状況</th> <th>居室数</th> <th>1室あたり床面積 (㎡・平均)</th> <th>基準 (床面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人部屋</td> <td></td> <td></td> <td>10.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td>2人部屋</td> <td></td> <td></td> <td>21.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	居室の状況	居室数	1室あたり床面積 (㎡・平均)	基準 (床面積)	1人部屋			10.65㎡以上	2人部屋			21.3㎡以上	その他				()	「条」第12条及び第14条 「通」第2-2
	居室の状況	居室数	1室あたり床面積 (㎡・平均)	基準 (床面積)															
	1人部屋			10.65㎡以上															
	2人部屋			21.3㎡以上															
	その他																		
	(2) 居室を地階に設けていませんか。	()																	
(3) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けていますか。	()																		
(4) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けていますか。	()																		
(5) 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。	()																		

項目	評価事項	評価	摘要
4 静養室	(1) 医務室又は職員室に近接して設けていますか。	()	「条」第12条及び第14条 「通」第2-2
	(2) 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えていますか。	()	
	(3) 静養室を地階に設けていませんか。	()	
	(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けていますか。	()	
	(5) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けていますか。	()	
5 食堂	(1) 設置していますか。	()	
6 集会室	(1) 設置していますか。	()	
7 浴室	(1) 設置していますか。	()	
8 洗面所	(1) 居室のある階ごとに設けていますか。	()	
9 便所	(1) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けていますか。	()	
10 医務室	(1) 入所施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく許可を得ていますか。	()	
	(2) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。	()	
11 調理室	(1) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いていますか。	()	
	(2) 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。	()	
12 宿直室	(1) 設置していますか。	()	
13 職員室	(1) 居室のある階ごとに居室に近接して設けていますか。	()	
14 面談室	(1) 設置していますか。	()	
15 洗濯室又は洗濯場	(1) 設置していますか。	()	
16 汚物処理室	(1) 設置していますか。 ※ 他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りる。	()	
17 霊安室	(1) 設置していますか。	()	
18 事務室その他運営上必要な設備	(1) 設置していますか。	()	
19 その他	(1) 廊下の幅は1.35メートル以上としていますか。	()	
	(2) 中廊下の幅は1.8メートル以上としていますか。	()	
	(3) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。	()	
	(4) 階段の傾斜は、緩やかになっていますか。	()	
	(5) 静養室、食堂、便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮していますか。	()	

4 運営基準（基本的事項）

項目	評価事項	評価	摘要																
1 運営規程	<p>(1) 次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。</p> <table border="1" data-bbox="402 371 1099 938"> <tr> <td data-bbox="402 371 459 432"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 371 1099 432">施設の目的及び運営の方針</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 432 459 492"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 432 1099 492">職員の職種、数及び職務の内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 492 459 553"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 492 1099 553">入所定員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 553 459 613"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 553 1099 613">入所者の処遇の内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 613 459 674"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 613 1099 674">施設の利用に当たっての留意事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 674 459 734"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 674 1099 734">非常災害対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 734 459 795"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 734 1099 795">虐待の防止のための措置に関する事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 795 459 938"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 795 1099 938">その他施設の運営に関する重要事項(入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	施設の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	職員の職種、数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	入所定員	<input type="checkbox"/>	入所者の処遇の内容	<input type="checkbox"/>	施設の利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>	非常災害対策	<input type="checkbox"/>	虐待の防止のための措置に関する事項	<input type="checkbox"/>	その他施設の運営に関する重要事項(入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。)	()	「条」第8条 「通」第1-6
<input type="checkbox"/>	施設の目的及び運営の方針																		
<input type="checkbox"/>	職員の職種、数及び職務の内容																		
<input type="checkbox"/>	入所定員																		
<input type="checkbox"/>	入所者の処遇の内容																		
<input type="checkbox"/>	施設の利用に当たっての留意事項																		
<input type="checkbox"/>	非常災害対策																		
<input type="checkbox"/>	虐待の防止のための措置に関する事項																		
<input type="checkbox"/>	その他施設の運営に関する重要事項(入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。)																		
2 協力医療機関等	<p>(1) 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、以下の要件を満たす協力医療機関を定めていますか。 【令和9年3月31日まで努力義務】</p> <p>※ 協力医療機関は養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。</p> <table border="1" data-bbox="402 1151 1099 1541"> <tr> <td data-bbox="402 1151 459 1249"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 1151 1099 1249">入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 1249 459 1348"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 1249 1099 1348">養護老人ホームから診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 1348 459 1541"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="459 1348 1099 1541">入所者の病状が急変した場合等において、養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。(病院に限る。)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。	<input type="checkbox"/>	養護老人ホームから診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している。	<input type="checkbox"/>	入所者の病状が急変した場合等において、養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。(病院に限る。)	()	「条」第26条 「通」第5-13										
<input type="checkbox"/>	入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。																		
<input type="checkbox"/>	養護老人ホームから診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している。																		
<input type="checkbox"/>	入所者の病状が急変した場合等において、養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。(病院に限る。)																		

項目	評価事項	評価	摘要																				
2 協力医療機関等(続き)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">協力医療機関名</th> <th style="width:25%;">所在地</th> <th style="width:25%;">診療科目</th> <th style="width:25%;">施設からの距離(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	協力医療機関名	所在地	診療科目	施設からの距離(m)																		「条」第26条 「通」第5-13
	協力医療機関名	所在地	診療科目	施設からの距離(m)																			
	(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認していますか。	()																					
(3) 協力医療機関の名称等を市長に届け出ていますか。	()																						
(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めていますか。	()																						
(5) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。	()																						
(6) 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護人ホームに速やかに入所させることができるよう努めていますか。	()																						
(7) 協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 ※ 協力歯科医療機関は養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">協力歯科医療機関名</th> <th style="width:25%;">所在地</th> <th style="width:25%;">診療科目</th> <th style="width:25%;">施設からの距離(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	協力歯科医療機関名	所在地	診療科目	施設からの距離(m)									()										
協力歯科医療機関名	所在地	診療科目	施設からの距離(m)																				
3 秘密保持等	(1) 職員が正当な理由がなく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていますか。	()	「条」第27条 「通」第5-14																				
	(2) 職員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていますか。	()																					

5 運営基準（具体的事項）

項目	評価事項	評価	摘要
1 入退所	(1) 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	()	「条」第15条 「通」第5-1
	(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮していますか。	()	
	(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めていますか。	()	
	(4) 入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	()	
	(5) 入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めていますか。	()	
2 処遇計画	(1) 生活相談員が入所者の処遇計画の作成に関する業務を担当していますか。	()	「条」第16条 「通」第5-2
	(2) 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成していますか。	()	
	(3) 処遇計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらに入所者に強制することとならないよう留意していますか。	()	
	(4) 処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意していますか。	()	
	(5) 処遇計画の作成に当たり、入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意していますか。	()	
	(6) 処遇計画の内容は施設の行事及び日課等も含むものとしていますか。	()	
	(7) 処遇計画は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」等を参考に作成していますか。	()	
	(8) 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行っていますか。	()	

項目	評価事項	評価	摘要						
3 処遇の方針	(1) 入所者が、その能力に応じ自立した生活を営むことができるように、心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練、援助を妥当適切に行っていますか。	()	「条」第17条 「通」第5-3						
	(2) 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。	()							
	(3) 入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又は家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明していますか。 ※ 「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものとする。	()							
	(4) 入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	()							
	(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 <table border="1" data-bbox="411 969 1114 1126"> <tr> <td data-bbox="411 969 467 1059"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 969 1114 1059">「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1059 467 1126"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1059 1114 1126">具体的な内容について記録すること</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>		「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと	<input type="checkbox"/>	具体的な内容について記録すること	()		
	<input type="checkbox"/>	「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと							
<input type="checkbox"/>	具体的な内容について記録すること								
(6) 身体的拘束等適正化検討委員会について、以下のとおり3か月に1回以上開催(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)していますか。 <table border="1" data-bbox="411 1238 1114 2024"> <tr> <td data-bbox="411 1238 467 1350"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1238 1114 1350">幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員等)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1350 467 1933"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1350 1114 1933">身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めている ※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※同一施設内での複数担当や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1933 467 2000"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1933 1114 2000">委員会の検討結果について、議事録等を作成し、記録している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 2000 467 2024"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 2000 1114 2024">委員会の検討結果について、支援員その他の従業者に周知徹底している</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員等)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている	<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めている ※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※同一施設内での複数担当や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す	<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果について、議事録等を作成し、記録している	<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果について、支援員その他の従業者に周知徹底している	()
<input type="checkbox"/>	幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員等)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている								
<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めている ※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※同一施設内での複数担当や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す								
<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果について、議事録等を作成し、記録している								
<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果について、支援員その他の従業者に周知徹底している								

項目	評価事項	評価	摘要														
3 処遇の方針 (続き)	<p>※ 委員会の具体的内容は、次のようなことを想定</p> <p>① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>② 支援員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記①の様式に従い、身体的拘束について報告すること。</p> <p>③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>⑤ 報告された事例及び分析結果を支援員その他の従業者に周知徹底すること。</p> <p>⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>		「条」第17条 「通」第5-3														
	<p>(7) 身体的拘束等の適正化のための指針について、以下の項目を盛り込んで作成していますか。</p> <table border="1" data-bbox="411 824 1114 1328"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>施設における身体的拘束の適正化に関する基本的考え方</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>	施設における身体的拘束の適正化に関する基本的考え方	<input type="checkbox"/>	身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項	<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	()	
<input type="checkbox"/>	施設における身体的拘束の適正化に関する基本的考え方																
<input type="checkbox"/>	身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項																
<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針																
<input type="checkbox"/>	施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針																
<input type="checkbox"/>	身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針																
<input type="checkbox"/>	入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針																
<input type="checkbox"/>	その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針																
	<p>(8) 身体的拘束等の適正化のための研修を以下のとおり実施していますか。</p> <table border="1" data-bbox="411 1429 1114 1794"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>当該養護老人ホームの指針に基づく適正化の徹底</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>当該養護老人ホームの指針に基づく研修プログラムを作成し、年2回以上の開催</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>新規採用時の実施</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>研修の実施内容の記録</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発	<input type="checkbox"/>	当該養護老人ホームの指針に基づく適正化の徹底	<input type="checkbox"/>	当該養護老人ホームの指針に基づく研修プログラムを作成し、年2回以上の開催	<input type="checkbox"/>	新規採用時の実施	<input type="checkbox"/>	研修の実施内容の記録	()					
<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発																
<input type="checkbox"/>	当該養護老人ホームの指針に基づく適正化の徹底																
<input type="checkbox"/>	当該養護老人ホームの指針に基づく研修プログラムを作成し、年2回以上の開催																
<input type="checkbox"/>	新規採用時の実施																
<input type="checkbox"/>	研修の実施内容の記録																

項目	評価事項	評価	摘要								
4 記録の整備	(1) 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備していますか。	()	「条」第10条 「通」第1-8								
	(2) 次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 <table border="1" data-bbox="411 371 1114 678"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>処遇計画</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>行った具体的な処遇の内容等の記録</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>苦情の内容等の記録</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>		処遇計画	<input type="checkbox"/>	行った具体的な処遇の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<input type="checkbox"/>	苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	処遇計画										
<input type="checkbox"/>	行った具体的な処遇の内容等の記録										
<input type="checkbox"/>	身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録										
<input type="checkbox"/>	苦情の内容等の記録										
<input type="checkbox"/>	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録										
5 食事	(1) 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好(し)好に応じた適切な栄養量及び内容を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。 <table border="1" data-bbox="411 819 1114 936"> <tr> <td></td> <td>朝食</td> <td>昼食</td> <td>夕食</td> </tr> <tr> <td>食事の提供時間</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> </table> ※ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。		朝食	昼食	夕食	食事の提供時間	:	:	:	()	「条」第18条 「通」第5-4
		朝食	昼食	夕食							
	食事の提供時間	:	:	:							
	(2) 入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。	()									
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行い、実施状況を明らかにしていますか。	()									
	(4) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けていますか。	()									
	(5) 食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、外部委託する場合は、以下の場合において、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託していますか。 ※ 栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合	()									
	(6) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。	()									
(7) 入所者に対しては、適切な栄養食事相談を行っていますか。	()										
(8) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が50人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられていますか。	()										

項目	評価事項	評価	摘要
6 生活相談等	(1) 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	()	「条」第19条 「通」第5-5
	(2) 入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行っていますか。	()	
	(3) 要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っていますか。	()	
	(4) (3)について、金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ていますか。	()	
	(5) (4)について、その経過を記録していますか。	()	
	(6) 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めていますか。	()	
	(7) 入所者の外出の機会を確保するように努めていますか。	()	
	(8) 入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行っていますか。	()	
	(9) 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭(しき)をしていますか。	()	
	(10) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行っていますか。	()	
7 居宅サービス等の利用	(1) 入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を講じていますか。	()	「条」第20条 「通」第5-6

項目	評価事項	評価	摘要						
8 健康管理	(1) 入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行っていますか。	()	「条」第21条 「通」第5-7						
	(2) 養護老人ホームが行う入所者に対する健康診断は、各人の身体的状況等を考慮のうえ、「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行っていますか。	()							
	(3) 職員については、労働安全衛生規則又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行っていますか。	()							
	(4) 定期的に調理に従事する職員の検便を行っていますか。	()							
9 施設長の責務	(1) 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ※ 入所者本位のサービス提供を行うため、入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握すること。	()	「条」第22条 「通」第5-8						
	(2) 施設長は、運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	()							
10 生活相談員の責務	(1) 処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行っていますか。	()	「条」第23条 「通」第5-9						
	(2) 次の業務を行っていますか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>苦情の内容等の記録を行うこと</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>		入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること	<input type="checkbox"/>	苦情の内容等の記録を行うこと	<input type="checkbox"/>	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと	()
	<input type="checkbox"/>	入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること							
	<input type="checkbox"/>	苦情の内容等の記録を行うこと							
<input type="checkbox"/>	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと								
(3) 主任生活相談員は、(1) (2)に掲げる業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行っていますか。	()								
(4) 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、生活相談員を置いていない場合にあつては、主任支援員が(1) (2) (3)に掲げる業務を行っていますか。	()								

項目	評価事項	評価	摘要												
11 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	()	「条」第24条の2 「通」第5-11												
	(2) 業務継続計画には、以下の項目が記載されていますか。 <div style="margin-left: 20px;"> <p>〈感染症に係る業務継続計画〉</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>初動対応</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</td></tr> </table> <p>〈災害に係る業務継続計画〉</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>他施設及び地域との連携</td></tr> </table> <p>※ 感染症及び災害の業務継続計画は一体的に策定することができる。</p> <p>※ 感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することができる。</p> </div>	<input type="checkbox"/>	平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)	<input type="checkbox"/>	初動対応	<input type="checkbox"/>	感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	<input type="checkbox"/>	平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)	<input type="checkbox"/>	緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)	<input type="checkbox"/>	他施設及び地域との連携	()	
	<input type="checkbox"/>	平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)													
	<input type="checkbox"/>	初動対応													
	<input type="checkbox"/>	感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)													
	<input type="checkbox"/>	平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)													
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)														
<input type="checkbox"/>	他施設及び地域との連携														
(3) 職員に対し、業務継続計画について周知していますか。	()														
(4) 職員に対し、次のとおり研修を実施していますか。 <div style="margin-left: 20px;"> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>年2回以上開催し、新規採用時には別に研修を実施する。</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>研修の実施内容を記録する。</td></tr> </table> <p>※ 感染症に係る業務継続計画の研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することができる。</p> </div>	<input type="checkbox"/>	研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。	<input type="checkbox"/>	年2回以上開催し、新規採用時には別に研修を実施する。	<input type="checkbox"/>	研修の実施内容を記録する。	()								
<input type="checkbox"/>	研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。														
<input type="checkbox"/>	年2回以上開催し、新規採用時には別に研修を実施する。														
<input type="checkbox"/>	研修の実施内容を記録する。														
(5) 職員に対し、次のとおり訓練を実施していますか。 <div style="margin-left: 20px;"> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>業務継続計画に基づく施設内の役割分担を確認する。</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習を行う。</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>年2回以上実施する。</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>訓練の実施内容を記録する。</td></tr> </table> <p>※ 感染症に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と、災害に係る訓練は、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することができる。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> </div>	<input type="checkbox"/>	業務継続計画に基づく施設内の役割分担を確認する。	<input type="checkbox"/>	感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習を行う。	<input type="checkbox"/>	年2回以上実施する。	<input type="checkbox"/>	訓練の実施内容を記録する。	()						
<input type="checkbox"/>	業務継続計画に基づく施設内の役割分担を確認する。														
<input type="checkbox"/>	感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習を行う。														
<input type="checkbox"/>	年2回以上実施する。														
<input type="checkbox"/>	訓練の実施内容を記録する。														
(6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	()														

項目	評価事項	評価	摘要											
12 衛生管理等	(1) 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	()	「条」第25条 「通」第5-12 ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号） ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）											
	(2) 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。	()												
	(3) 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じていますか。	()												
	(4) つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行っていますか。	()												
	(5) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っていますか。	()												
	(6) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策、新型コロナウイルス感染症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じていますか。	()												
	(7) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	()												
	<p data-bbox="363 1010 1150 1111">① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)していますか。</p> <table border="1" data-bbox="411 1128 1114 2080"> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 1128 467 1267"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1128 1114 1267">幅広い職種(施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員等)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1267 467 1776"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1267 1114 1776"> <p data-bbox="475 1279 1106 1547">感染対策を担当する者を決定している</p> <p data-bbox="475 1559 1106 1771">※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p data-bbox="475 1783 1106 1771">※同一施設内での複数担当や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1776 467 1839"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1776 1114 1839">おおむね3か月に1回以上開催している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1839 467 1917"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1839 1114 1917">感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1917 467 1995"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1917 1114 1995">委員会の検討結果についての記録を作成(議事録等)している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1995 467 2080"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1995 1114 2080">支援員その他の職員に対し、委員会の結果を周知している</td> </tr> </tbody> </table>	<input type="checkbox"/>	幅広い職種(施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員等)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている	<input type="checkbox"/>	<p data-bbox="475 1279 1106 1547">感染対策を担当する者を決定している</p> <p data-bbox="475 1559 1106 1771">※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p data-bbox="475 1783 1106 1771">※同一施設内での複数担当や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す。</p>	<input type="checkbox"/>	おおむね3か月に1回以上開催している	<input type="checkbox"/>	感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催している	<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果についての記録を作成(議事録等)している	<input type="checkbox"/>	支援員その他の職員に対し、委員会の結果を周知している	()
<input type="checkbox"/>	幅広い職種(施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員等)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている													
<input type="checkbox"/>	<p data-bbox="475 1279 1106 1547">感染対策を担当する者を決定している</p> <p data-bbox="475 1559 1106 1771">※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p data-bbox="475 1783 1106 1771">※同一施設内での複数担当や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す。</p>													
<input type="checkbox"/>	おおむね3か月に1回以上開催している													
<input type="checkbox"/>	感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催している													
<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果についての記録を作成(議事録等)している													
<input type="checkbox"/>	支援員その他の職員に対し、委員会の結果を周知している													

項目	評価事項	評価	摘要
12 衛生管理等 (続き)	<p>② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 平常時の対策及び発生時の対応を規定</p> <p>〈平常時の対応〉</p> <p><input type="checkbox"/> 施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)</p> <p><input type="checkbox"/> 日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌物・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等</p> <p>〈発生時の対応〉</p> <p><input type="checkbox"/> 発生状況の把握</p> <p><input type="checkbox"/> 感染拡大の防止</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 医療処置</p> <p><input type="checkbox"/> 行政への報告等</p> <p><input type="checkbox"/> 施設内の連絡体制、関係機関への連絡体制</p>	()	<p>「条」第25条 「通」第5-12 ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年7月25日厚生労働省告示第264号) ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)</p>
	<p>③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を実施していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 年2回以上及び新規採用時の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 研修実施記録の整備</p>	()	
	<p>④ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 年2回以上の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 指針及び研修内容に基づく施設内の役割分担の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策をした上でのケアの演習</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練実施記録の整備</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	()	
	<p>⑤ 衛生教育を徹底していますか。</p> <p>感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業員の健康管理を徹底し、従業員、来訪者等の健康状態によっては入所者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員及び入所者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図っていますか。</p>	()	

項目	評価事項	評価	摘要														
12 衛生管理等 (続き)	<p>(8) 感染症又は食中毒発生時に、次のとおり適切な対応を行っていますか。</p> <table border="1" data-bbox="411 309 1114 1193"> <tr> <td data-bbox="411 309 467 387"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 309 1114 387">感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制が整っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 387 467 465"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 387 1114 465">施設長は、職員に対して必要な指示を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 465 467 544"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 465 1114 544">施設長は、次の場合に、市及び保健所に迅速に報告し、指示を求める等の措置を講じている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 544 467 835"></td> <td data-bbox="467 544 1114 835"> <p>同一の感染症又は食中毒(疑いを含む)による死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <hr/> <p>同一の感染症又は食中毒(疑いを含む)の患者が10名以上又は全入所者の半数以上発生した場合</p> <hr/> <p>ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 835 467 947"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 835 1114 947">医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 947 467 1126"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 947 1114 1126">養護老人ホームの施設長等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1126 467 1193"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="467 1126 1114 1193">有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録している。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制が整っている。	<input type="checkbox"/>	施設長は、職員に対して必要な指示を行っている。	<input type="checkbox"/>	施設長は、次の場合に、市及び保健所に迅速に報告し、指示を求める等の措置を講じている。		<p>同一の感染症又は食中毒(疑いを含む)による死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <hr/> <p>同一の感染症又は食中毒(疑いを含む)の患者が10名以上又は全入所者の半数以上発生した場合</p> <hr/> <p>ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合</p>	<input type="checkbox"/>	医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行っている。	<input type="checkbox"/>	養護老人ホームの施設長等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録している。	()	「条」第25条 「通」第5-12 ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年7月25日厚生労働省告示第264号) ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)
	<input type="checkbox"/>	感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制が整っている。															
	<input type="checkbox"/>	施設長は、職員に対して必要な指示を行っている。															
<input type="checkbox"/>	施設長は、次の場合に、市及び保健所に迅速に報告し、指示を求める等の措置を講じている。																
	<p>同一の感染症又は食中毒(疑いを含む)による死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <hr/> <p>同一の感染症又は食中毒(疑いを含む)の患者が10名以上又は全入所者の半数以上発生した場合</p> <hr/> <p>ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合</p>																
<input type="checkbox"/>	医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行っている。																
<input type="checkbox"/>	養護老人ホームの施設長等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じている。																
<input type="checkbox"/>	有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録している。																
	(9) (8)の報告を行った場合に、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めていますか。	()															
	<p>(10) 感染対策担当者は、支援員その他の従事者に対し、入所予定者の感染症や既往についての知識、対応等について周知していますか。</p> <p>※ 入所予定者の感染症に関する事項を含めた健康状態を確認することが必要であるが、感染症や既往が認められた場合であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しない。</p>	()															

項目	評価事項	評価	摘要																																																																														
12 衛生管理等 (続き)	<p>(11) 感染症発症者の状況(人数) ※該当するものを下表に記載してください。</p> <p style="text-align: right;">単位:人</p> <table border="1" data-bbox="411 353 1114 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">前々年度 (発生)</th> <th colspan="4">直近1年間の増減</th> <th rowspan="3">記入日 現在</th> </tr> <tr> <th colspan="2">増(発生)</th> <th colspan="2">減</th> </tr> <tr> <th>施設 内</th> <th>施設 外</th> <th>治 癒</th> <th>退 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>インフルエンザ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>MRSA</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>レジオネラ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>結核</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>O-157</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>疥癬</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>肝炎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新型コロナウイルス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		前々年度 (発生)	直近1年間の増減				記入日 現在	増(発生)		減		施設 内	施設 外	治 癒	退 所	感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)							インフルエンザ							MRSA							レジオネラ							結核							O-157							疥癬							肝炎							新型コロナウイルス								<p>「条」第25条 「通」第5-12 ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年7月25日厚生労働省告示第264号) ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)</p>
	前々年度 (発生)			直近1年間の増減					記入日 現在																																																																								
				増(発生)		減																																																																											
		施設 内	施設 外	治 癒	退 所																																																																												
感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)																																																																																	
インフルエンザ																																																																																	
MRSA																																																																																	
レジオネラ																																																																																	
結核																																																																																	
O-157																																																																																	
疥癬																																																																																	
肝炎																																																																																	
新型コロナウイルス																																																																																	
13 苦情への対応	<p>(1) 提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じていますか。</p> <table border="1" data-bbox="411 1133 1114 1630"> <tbody> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決定している</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>施設内における苦情解決の手続を明確化している</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続を入所者及び施設職員等に対して周知している</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>苦情処理措置の概要を施設内に掲示している</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>苦情処理措置の概要をウェブサイトに掲載している</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>苦情処理の対応マニュアルを作成している</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を踏まえ、処遇の向上に向けた取り組みを行っている</td></tr> </tbody> </table>	<input type="checkbox"/>	施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決定している	<input type="checkbox"/>	施設内における苦情解決の手続を明確化している	<input type="checkbox"/>	苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続を入所者及び施設職員等に対して周知している	<input type="checkbox"/>	苦情処理措置の概要を施設内に掲示している	<input type="checkbox"/>	苦情処理措置の概要をウェブサイトに掲載している	<input type="checkbox"/>	苦情処理の対応マニュアルを作成している	<input type="checkbox"/>	苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を踏まえ、処遇の向上に向けた取り組みを行っている	()	<p>「条」第28条 「通」第5-15</p>																																																																
<input type="checkbox"/>	施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決定している																																																																																
<input type="checkbox"/>	施設内における苦情解決の手続を明確化している																																																																																
<input type="checkbox"/>	苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続を入所者及び施設職員等に対して周知している																																																																																
<input type="checkbox"/>	苦情処理措置の概要を施設内に掲示している																																																																																
<input type="checkbox"/>	苦情処理措置の概要をウェブサイトに掲載している																																																																																
<input type="checkbox"/>	苦情処理の対応マニュアルを作成している																																																																																
<input type="checkbox"/>	苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を踏まえ、処遇の向上に向けた取り組みを行っている																																																																																

項目	評価事項	評価	摘要																					
13 苦情への対応(続き)	<p>(2) 苦情処理体制等</p> <table border="1" data-bbox="411 271 1114 405"> <tr> <td data-bbox="411 271 683 338"></td> <td data-bbox="683 271 900 338">前年度</td> <td data-bbox="900 271 1114 338">現年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 338 683 405">苦情件数</td> <td data-bbox="683 338 900 405"></td> <td data-bbox="900 338 1114 405"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="411 427 1114 495"> <tr> <td data-bbox="411 427 683 495">苦情解決責任者</td> <td data-bbox="683 427 788 495">職</td> <td data-bbox="788 427 900 495"></td> <td data-bbox="900 427 1114 495">氏名</td> <td data-bbox="1114 427 1166 495"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="411 495 1114 562"> <tr> <td data-bbox="411 495 683 562">苦情受付担当者</td> <td data-bbox="683 495 788 562">職</td> <td data-bbox="788 495 900 562"></td> <td data-bbox="900 495 1114 562">氏名</td> <td data-bbox="1114 495 1166 562"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="411 562 1114 685"> <tr> <td data-bbox="411 562 683 685">第三者委員 (全員の氏名)</td> <td colspan="4" data-bbox="683 562 1114 685"></td> </tr> </table> <p>(3) 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p>(4) 行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>(5) (4)について、市からの求めがあった場合は、改善の内容を市に報告していますか。</p> <p>(6) 法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力していますか。</p>		前年度	現年度	苦情件数			苦情解決責任者	職		氏名		苦情受付担当者	職		氏名		第三者委員 (全員の氏名)						「条」第28条 「通」第5-15
	前年度	現年度																						
苦情件数																								
苦情解決責任者	職		氏名																					
苦情受付担当者	職		氏名																					
第三者委員 (全員の氏名)																								
14 地域との連携等	<p>(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p>(2) 地域との連携について、以下を実施していますか。</p> <table border="1" data-bbox="411 1227 1114 1787"> <tr> <td data-bbox="411 1227 469 1283"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="469 1227 1114 1283">納涼祭等施設行事への参加の呼びかけ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1283 469 1339"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="469 1283 1114 1339">地元老人クラブ等への参加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1339 469 1395"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="469 1339 1114 1395">近隣の学校の生徒や学生等の実習受け入れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1395 469 1473"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="469 1395 1114 1473">ボランティアの受け入れ(清掃、レクリエーション指導、入所者との交流)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1473 469 1529"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="469 1473 1114 1529">夏祭りや清掃等の地域行事への参加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1529 469 1585"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="469 1529 1114 1585">慰問</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1585 469 1641"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="469 1585 1114 1641">その他(具体的に記載してください。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1641 469 1787"></td> <td data-bbox="469 1641 1114 1787"></td> </tr> </table> <p>(3) 行った処遇に関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/>	納涼祭等施設行事への参加の呼びかけ	<input type="checkbox"/>	地元老人クラブ等への参加	<input type="checkbox"/>	近隣の学校の生徒や学生等の実習受け入れ	<input type="checkbox"/>	ボランティアの受け入れ(清掃、レクリエーション指導、入所者との交流)	<input type="checkbox"/>	夏祭りや清掃等の地域行事への参加	<input type="checkbox"/>	慰問	<input type="checkbox"/>	その他(具体的に記載してください。)				「条」第29条 「通」第5-16					
<input type="checkbox"/>	納涼祭等施設行事への参加の呼びかけ																							
<input type="checkbox"/>	地元老人クラブ等への参加																							
<input type="checkbox"/>	近隣の学校の生徒や学生等の実習受け入れ																							
<input type="checkbox"/>	ボランティアの受け入れ(清掃、レクリエーション指導、入所者との交流)																							
<input type="checkbox"/>	夏祭りや清掃等の地域行事への参加																							
<input type="checkbox"/>	慰問																							
<input type="checkbox"/>	その他(具体的に記載してください。)																							

項目	評価事項	評価	摘要
15 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故の発生又は再発を防止するために必要な次の措置を講じていますか。	()	「条」第30条 「通」第5-17 ・前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（令和4年12月5日施行）
	① 以下の項目を盛り込んだ「事故発生の防止のための指針」を整備していますか。	()	
	<input type="checkbox"/> 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方		
	<input type="checkbox"/> 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項		
	<input type="checkbox"/> 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針		
	<input type="checkbox"/> 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針		
	<input type="checkbox"/> 介護事故等発生時の対応に関する基本方針		
	<input type="checkbox"/> 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		
	<input type="checkbox"/> その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針		
	② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備していますか。	()	
③ 事故発生の防止のための委員会を定期的開催（テレビ電話装置等を活用して行うことも可）していますか。	()		
<input type="checkbox"/> 幅広い職種（施設長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成している			
<input type="checkbox"/> メンバーの責務と役割分担を明確化している			
<input type="checkbox"/> 委員会の検討結果についての記録を作成（議事録等）している			
④ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を年2回以上及び新規採用時に必ず実施していますか。	()		

項目	評価事項	評価	摘要																		
15 事故発生の防止及び発生時の対応(続き)	<p>⑤ 事故発生の防止及び再発防止のための措置を適切に実施するために、担当者を置いていますか。</p> <p>※ 担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者として同一の従業者が務めることが望ましい。</p> <p>※ 同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状態を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p>※ 同一施設内での複数担当や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す。</p> <p>(2) 入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>(3) 事故が発生した場合に、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>(4) 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っていますか。</p>	()	「条」第30条 「通」第5-17 ・前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領(令和4年12月5日施行)																		
	<p>(5) 事故に関する体制等</p> <table border="1" data-bbox="411 1122 1114 1323"> <tr> <td>担当者</td> <td>職</td> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">損害保険の加入</td> <td colspan="2">有・無</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事故処理簿の作成</td> <td colspan="2">有・無</td> </tr> </table>	担当者	職		氏名		損害保険の加入			有・無		事故処理簿の作成			有・無		()				
担当者	職		氏名																		
損害保険の加入			有・無																		
事故処理簿の作成			有・無																		
	<table border="1" data-bbox="411 1339 1114 1789"> <tr> <td></td> <td>前年度</td> <td>現年度</td> </tr> <tr> <td>事故の件数(ヒヤリハット含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前橋市への報告件数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害賠償の件数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡事故の件数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡事故の内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		前年度	現年度	事故の件数(ヒヤリハット含む)			前橋市への報告件数			損害賠償の件数			死亡事故の件数			死亡事故の内容			()	
	前年度	現年度																			
事故の件数(ヒヤリハット含む)																					
前橋市への報告件数																					
損害賠償の件数																					
死亡事故の件数																					
死亡事故の内容																					

項目	評価事項	評価	摘要																
16 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するために必要な、以下の措置を講じていますか。	()	「条」第31条 「通」第5-18 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第20条及び第21条																
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、開催(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)していますか。 <table border="1" data-bbox="411 421 1114 1272"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>施設長を含む幅広い職種で構成</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>メンバーの責務及び役割分担を明確化</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>定期的を開催</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>次のような事項を検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事 ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事 ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事 ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事 ⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事 ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事 ⑦ ⑥の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事 </td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>委員会の検討結果についての記録の作成(議事録等)</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>開催結果を職員に周知徹底</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>		施設長を含む幅広い職種で構成	<input type="checkbox"/>	メンバーの責務及び役割分担を明確化	<input type="checkbox"/>	定期的を開催	<input type="checkbox"/>	次のような事項を検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事 ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事 ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事 ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事 ⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事 ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事 ⑦ ⑥の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事 	<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果についての記録の作成(議事録等)	<input type="checkbox"/>	開催結果を職員に周知徹底	()				
	<input type="checkbox"/>	施設長を含む幅広い職種で構成																	
<input type="checkbox"/>	メンバーの責務及び役割分担を明確化																		
<input type="checkbox"/>	定期的を開催																		
<input type="checkbox"/>	次のような事項を検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事 ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事 ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事 ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事 ⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事 ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事 ⑦ ⑥の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事 																		
<input type="checkbox"/>	委員会の検討結果についての記録の作成(議事録等)																		
<input type="checkbox"/>	開催結果を職員に周知徹底																		
(2) 虐待の防止のための指針を整備し、次の項目を盛り込んでいますか。 <table border="1" data-bbox="411 1373 1114 1912"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>施設における虐待の防止に関する基本的考え方</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>成年後見制度の利用支援に関する事項</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他虐待の防止の推進のために必要な事項</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>	施設における虐待の防止に関する基本的考え方	<input type="checkbox"/>	虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項	<input type="checkbox"/>	虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	<input type="checkbox"/>	成年後見制度の利用支援に関する事項	<input type="checkbox"/>	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	<input type="checkbox"/>	入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	<input type="checkbox"/>	その他虐待の防止の推進のために必要な事項	()
<input type="checkbox"/>	施設における虐待の防止に関する基本的考え方																		
<input type="checkbox"/>	虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項																		
<input type="checkbox"/>	虐待の防止のための職員研修に関する基本方針																		
<input type="checkbox"/>	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針																		
<input type="checkbox"/>	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項																		
<input type="checkbox"/>	成年後見制度の利用支援に関する事項																		
<input type="checkbox"/>	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項																		
<input type="checkbox"/>	入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項																		
<input type="checkbox"/>	その他虐待の防止の推進のために必要な事項																		

項目	評価事項	評価	摘要						
16 虐待の防止 (続き)	(3) 虐待の防止のための研修を次のとおり実施していますか。 <table border="1" data-bbox="411 300 1114 479"> <tr> <td data-bbox="411 300 464 360"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="464 300 1114 360">(2)の指針に基づいた研修プログラムの作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 360 464 421"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="464 360 1114 421">年2回以上及び新規採用時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 421 464 479"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="464 421 1114 479">研修実施記録の整備</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	(2)の指針に基づいた研修プログラムの作成	<input type="checkbox"/>	年2回以上及び新規採用時	<input type="checkbox"/>	研修実施記録の整備	()	「条」第31条 「通」第5-18 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第20条及び第21条
	<input type="checkbox"/>	(2)の指針に基づいた研修プログラムの作成							
<input type="checkbox"/>	年2回以上及び新規採用時								
<input type="checkbox"/>	研修実施記録の整備								
(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が務めることが望ましい。 ※ 同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※ 同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当とは身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を示す。 <table border="1" data-bbox="411 1055 1114 1122"> <tr> <td data-bbox="411 1055 628 1122">担当者</td> <td data-bbox="628 1055 681 1122">職</td> <td data-bbox="681 1055 788 1122"></td> <td data-bbox="788 1055 895 1122">氏名</td> <td data-bbox="895 1055 1114 1122"></td> </tr> </table>	担当者	職		氏名		()			
担当者	職		氏名						

6 防災・防犯（不審者）対策

項目	評価事項	評価	摘要							
1 施設設備	(1) 建物、構築物及び設備の維持管理は適切ですか。 <input type="checkbox"/> 施設・設備等に危険な損傷箇所はない。 <input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等は防災性能を有するものになっている。 <input type="checkbox"/> 非常口付近は整理されている。 <input type="checkbox"/> 非常口は速やかに避難できるよう鍵などの工夫がされている。	()	「条」第9条 「通」第1-7 ・消防法(昭和23年法律第186号)第1条、第8条、第8条の2の4及び第8条の3 ・消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条、第3条の2及び第4条の2の6 ・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条 ・社会福祉施設における火災防止対策の強化について(昭和48年4月13日厚生省社会・児童家庭局長連名通知社施第59号) ・社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について(依頼)(令和4年3月28日厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡) ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日厚生労働省老健局4課長連名通知)							
	(2) 建物にアスベスト又はアスベストを含有する建材が使用されているか確認し、使用している場合は飛散・暴露防止に努めていますか。	()								
2 防火管理	(1) 防火管理者の選任は適切に行われていますか。 <input type="checkbox"/> 防火管理者は「管理的又は監督的地位」にある職員を選任している。 <input type="checkbox"/> 所轄消防署へ届出している(変更した場合も届出ている)。 <input type="checkbox"/> 防火管理者講習を受講している。	()								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">防火管理者</td> <td style="width: 10%;">職</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>届出年月日</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>※ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の規定に基づき、必要な資格を有する者を防火管理者とすること。</p>			防火管理者	職		氏名		届出年月日	
防火管理者	職		氏名							
届出年月日										
	(2) 施設の実態に即した実効性のある消防計画が適切に策定されていますか。 <input type="checkbox"/> 策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれている(以下の項目は厚生労働省の例示による)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の立地条件 ・ 災害に関する情報の入手方法(「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認等) ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確保(自治体、家族、職員等) ・ 避難を開始する時期、判断基準(「高齢者等避難」等) ・ 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・ 避難方法(入所者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)) ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・ 関係機関との連絡体制 	()								

項目	評価事項	評価	摘要															
2 防火管理 (続き)	<input type="checkbox"/> 所轄消防署長への届出がされている。(変更した場合も届出ている。) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>届出年月日</td> <td></td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 職員の異動及び施設の増改築時に見直しが行われている。 <input type="checkbox"/> 計画の内容が職員等へ周知されている。(研修のほか掲示・備置などによる) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各職員の非常災害時における分担を定めた編成表 ・ 避難場所 ・ 避難誘導経路 ・ 消防用設備配置場所 	届出年月日																
届出年月日																		
	(3) 火災のみでなく風水害、地震発生時の防災計画が策定されていますか。	()																
3 消防用設備	(1) 消防用設備の整備・維持管理は適切に行われていますか。 <input type="checkbox"/> 外観・機能点検を6か月ごとに行っている。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>点検年月日</td><td></td></tr> <tr><td>点検年月日</td><td></td></tr> <tr><td>点検年月日</td><td></td></tr> <tr><td>点検年月日</td><td></td></tr> </table> <input type="checkbox"/> 故障箇所、整備不良等に対し、適切な改善を行っている。 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備を設置している。 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備・消防機関への通報装置を設置している。	点検年月日		点検年月日		点検年月日		点検年月日		()	・ 消防法第17条及び第17条の3の3 ・ 消防法施行令第3条の2、第12条、第21条及び第23条 ・ 消防法施行規則第31条の6							
点検年月日																		
点検年月日																		
点検年月日																		
点検年月日																		
	(2) 点検結果を所轄消防機関へ1年に1回以上報告していますか。	()																
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>報告年月日</td><td></td></tr> <tr><td>報告年月日</td><td></td></tr> </table>	報告年月日		報告年月日														
報告年月日																		
報告年月日																		
4 防災訓練	(1) 消火、通報及び避難訓練が適切に実施されていますか。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th> <th>実施内容</th> <th>訓練の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>昼間/夜間/夜間想定</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>昼間/夜間/夜間想定</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>昼間/夜間/夜間想定</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>昼間/夜間/夜間想定</td></tr> </tbody> </table>	実施年月日	実施内容	訓練の種別			昼間/夜間/夜間想定			昼間/夜間/夜間想定			昼間/夜間/夜間想定			昼間/夜間/夜間想定	()	「条」第9条 「通」第1-7 ・ 消防法施行令第4条の2 ・ 消防法施行規則第3条 ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日厚生省社会・児童家庭局長連名通知社施第107号)(以下、「防火安全対策強化通知」)
実施年月日	実施内容	訓練の種別																
		昼間/夜間/夜間想定																
		昼間/夜間/夜間想定																
		昼間/夜間/夜間想定																
		昼間/夜間/夜間想定																
	(2) 避難、救出その他の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	()																
	(3) 必要に応じ、所轄消防機関等の立ち会いが行われていますか。	()																
	(4) 昼間訓練及び夜間又は夜間を想定した訓練を実施していますか。	()																
	(5) 計画に基づく訓練が実施され、実施記録が整備されていますか。	()																

項目	評価事項	評価	摘要												
5 浸水及び土砂災害対策	<p>(1) 施設が、市町村が策定した市町村地域防災計画(浸水想定区域または土砂災害警戒区域内等が該当)において要配慮者利用施設として位置づけられているか確認していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設に該当した場合、施設の立地に応じた避難確保計画が策定されている。</p> <p>※ 既存の非常災害対策計画(地震・火災対策計画等)に土砂災害や洪水に関連する様式や項目を追加することにより。</p> <p><input type="checkbox"/> 策定されている避難確保計画に、以下の項目が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防災体制 <input type="checkbox"/> 避難の誘導方法 <input type="checkbox"/> 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 <input type="checkbox"/> 防災教育及び訓練 <input type="checkbox"/> その他、円滑かつ迅速な避難に必要と考えられる事項 <input type="checkbox"/> (水防法のみ、自主水防組織がある場合)自主水防組織の業務 	()	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の2 ・水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第16条 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第71号)第5条の2 												
	(2) 避難確保計画を策定・変更した際には、市長へ報告していますか。	()													
	<p>(3) 避難訓練を実施していますか。</p> <table border="1" data-bbox="400 999 1114 1196"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 999 568 1061">実施年月日</th> <th data-bbox="568 999 1114 1061">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1061 568 1124"></td> <td data-bbox="568 1061 1114 1124"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1124 568 1187"></td> <td data-bbox="568 1124 1114 1187"></td> </tr> </tbody> </table>	実施年月日	実施内容					()							
実施年月日	実施内容														
6 非常時の協力体制の整備	(1) 地域住民・ボランティア組織等との応援・協力体制が確立されていますか。	()	<ul style="list-style-type: none"> 「条」第9条 「通」第1-7 ・防火安全対策強化通知 												
	(2) 近隣施設及び病院等との相互支援体制が確立されていますか。	()													
	(3) 近隣住民・施設等に対し防災訓練への参加等により、施設・入所者等の実態を認識してもらうなどの連携が図られていますか。	()													
7 消防の立入検査の状況	<p>(1) 消防の立入検査時の指摘事項に対する改善が図られていますか。</p> <table border="1" data-bbox="400 1615 1114 1998"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1615 568 1677">立入検査日</th> <th data-bbox="568 1615 842 1677">指摘事項</th> <th data-bbox="842 1615 1114 1677">改善内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1677 568 1785"></td> <td data-bbox="568 1677 842 1785"></td> <td data-bbox="842 1677 1114 1785"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1785 568 1892"></td> <td data-bbox="568 1785 842 1892"></td> <td data-bbox="842 1785 1114 1892"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1892 568 1998"></td> <td data-bbox="568 1892 842 1998"></td> <td data-bbox="842 1892 1114 1998"></td> </tr> </tbody> </table>	立入検査日	指摘事項	改善内容										()	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第5条
立入検査日	指摘事項	改善内容													

項目	評価事項	評価	摘要
8 防犯(不審者)対策	(1) 不審者侵入時等の対応マニュアルが作成され、職員に周知されていますか。	()	・社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年7月26日厚生労働省4課長通知)
	(2) 不審者侵入時等における避難経路や緊急連絡方法を職員に周知していますか。	()	
	(3) 防犯に関する安全確保に関する責任者は定められていますか。	()	
	(4) 防犯講習の受講や不審者対策訓練等を、年に1回以上実施していますか。	()	
	(5) 防犯対策として、以下のような措置を講じていますか。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 夜間の出入り口の限定 <input type="checkbox"/> 来訪者への声がけ(「どこへ行かれますか」、「何かお手伝いしましょうか」など)等 <input type="checkbox"/> 警報装置や防犯カメラの設置等の防犯に係る施設面・設備面の対策 <input type="checkbox"/> 施設周辺の危険箇所の入所者・家族への周知(特に通所系サービス・施設外活動等) <input type="checkbox"/> 警察や地域団体との日常的な連絡 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px dashed black; height: 80px; width: 400px; margin-top: 10px;"></div>	()	

7 届出等

項目	評価事項	評価	摘要
1 老人福祉施設に係る届出事項等の変更	(1) 次のいずれかの変更があったときは、変更の日から1月以内にその旨を前橋市長に届け出ていますか。 <input type="checkbox"/> 施設の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 建物の規模及び構造並びに設備の概要 <input type="checkbox"/> 施設の運営の方針	()	・老人福祉法第15条の2第2項

(別紙2)

1 入退所者の推移

		当月初日入所者	新規入所者					退所者					当月末日入所者
			在宅	病院	施設	その他	計	家庭	入院	死亡	その他	計	
年	月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	1												
	2												
	3												
合計													
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	1												
	2												
	3												
合計													

2 退所者の状況

区分	氏名	性別	年齢	死亡・退所年月日	主たる死因 (死亡の場合)	遺留金品の処理状況		
						遺留金品総額	引渡年月日	受領者の続柄

※区分の欄には、死亡退所、その他の退所の別を記入のこと。(例:死亡→死、その他の退所→退)

(別紙3)

委員会・研修・訓練の実施状況

※以下の内容が確認できる既存資料の提出でも可

1 委員会開催状況

委員会	開催頻度	前年度 開催日	現年度 開催日
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会			
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会			
事故発生防止のための委員会			
虐待の防止のための対策を検討する委員会			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

2 研修実施状況

区分	研修名等具体的内容	前年度 実施日	現年度 実施日
身体的拘束等の適正化関係			
業務継続計画関係			
感染症・食中毒予防まん延防止関係			
事故発生防止関係			
高齢者虐待防止関係			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

6 訓練実施状況

区分	訓練名等具体的内容	前年度 実施日	現年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

※防災訓練(避難訓練)については、「防災・防犯(不審者)対策」の評価事項欄に記載してください。

一般監査を受ける際は、自主点検表の添付資料として施設平面図(任意様式)を提出してください。